

人権擁護に関する施策の基本計画

2022（令和4）年4月

近江八幡市

はじめに

本市では、「近江八幡市人権擁護都市宣言」に込めた思い、「近江八幡市人権擁護に関する条例」に示した目的を具体化するべく、「近江八幡市人権擁護に関する基本計画」を策定し、長年にわたり、様々な人権教育や啓発、人権擁護に関する施策を実施してきました。

それらの取り組みにより、差別をしない、させない、許さないとした世論が形成され、市民相互に人権を擁護する社会となりつつあるものの、誠に残念ながら、未だに人権問題は根強く存在していることも事実であり、インターネットやSNSを利用した差別発言や誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者等への差別問題、性的指向・性自認に関する偏見、差別など、新たな問題が発生、顕在化するなど、人権教育や啓発などの人権施策の必要性はますます高まっているといえます。

こうした差別や新たに起こる人権問題を解決し、全ての市民が自分らしさを発揮しながら、いきいきと暮らしていけるまちとなるよう、これまでの施策を改めて検証し、課題等に対応するための施策の方向性を示した新たな「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定しました。

本年は、1922年3月3日に「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに読み上げられた、日本初の人権宣言といわれる「水平社宣言」からちょうど100年であります。

市民一人ひとりが当事者意識を持って人権尊重の重要性を理解し、お互いの尊厳や権利を尊重しあえる社会となるよう、市民や事業者、行政が協働した人権擁護に関わる施策を推進してまいります。

末尾に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました人権擁護審議会の委員をはじめ市民意識調査にご協力いただいた市民、関係者の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和4年4月

近江八幡市長 小 西 理

目 次

第1章 計画策定の背景

1. 世界の動き.....	1
2. 国の動き.....	2
3. 滋賀県の動き.....	2
4. 近江八幡市の動き.....	3

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨.....	4
2. 計画の位置づけ.....	5
3. 計画の期間.....	5
4. 基本理念.....	6
(1) 国際的な視点に立った人権意識の形成.....	6
① 人権教育の推進.....	6
② 多様性の尊重と多文化共生のまちづくりの推進.....	7
③ 人権意識の形成とその普及啓発.....	7
(2) あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止.....	8
① 人権擁護の推進.....	8
② 同和問題（部落差別）に関する今後の方向性.....	8
③ 人権施策の推進体制の充実.....	9

第3章 基本計画

1. 基本施策の推進.....	10
(1) 人権教育の推進.....	10
① 就学前教育、保育及び学校教育における人権教育の推進.....	10
② 生涯学習における人権教育の推進.....	10
(2) 啓発活動の推進.....	11
① 啓発活動の推進.....	11
② 事業者、団体等の啓発活動への支援.....	11
(3) 相談体制、支援体制の充実.....	12
① 相談・支援体制の強化.....	12
② 関係団体、関係機関との連携強化.....	12
(4) 連携・協働による人権施策の推進.....	13
① 市民、事業者の参加の促進.....	13
② 人権尊重の視点に立った行政の推進.....	14
③ 人権尊重のまちづくりを担う市職員の育成.....	14
2. 分野別施策の推進.....	17
(1) 女性の人権.....	17
(2) 子どもの人権.....	21
(3) 高齢者の人権.....	25
(4) 障がいのある人の人権.....	28
(5) 同和問題（部落差別）.....	32
(6) 外国人の人権.....	36
(7) 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権.....	40

(8) インターネットにおける人権.....	43
(9) 患者（感染者）の人権.....	46
(10) 様々な人権課題.....	48

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制.....	52
2. 各機関との連携・協力.....	52
3. 計画のフォローアップ及び見直し.....	52

資料

1. 世界人権宣言.....	54
2. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	57
3. 近江八幡市人権擁護に関する条例.....	58
4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（抜粋）.....	59
5. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 （ヘイトスピーチ解消法）.....	61
6. 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）.....	63
7. 近江八幡市人権擁護審議会規則.....	64

第1章 計画策定の背景

1 世界の動き

20世紀における2度の世界大戦は、関係国の国民を巻き込む国家総力戦の様相を呈し、特に第二次世界大戦では国家規模での特定の民族・人種の大量虐殺や迫害などの人権侵害、人権抑圧が行われました。こうした経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が国際平和の基礎であるという考えに基づき、大戦後間もない1948（昭和23）年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。（以下略）」の条文で始まる「世界人権宣言」が、国連総会において採択されました。

その後、「国際人権規約」*1、「女性差別撤廃条約」*2、「子どもの権利条約」*3、「人種差別撤廃条約」*4、「拷問等禁止条約」*5、「障害者権利条約」など多くの人権条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年などの国際的な取り組みが行われています。

また1994（平成6）年の国連総会において決議された1995（平成7）年から2004（平成16）年までの「人権教育のための国連10年」の終了後におけるさらなる取り組みとして、2004（平成16）年に国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が決議されました。また、2011（平成23）年には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

2015（平成27）年の国連総会で採択された「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、地球環境を守りながら、人類を貧困や欠乏から解放し、より大きな自由と平等、平和を追求するため、SDGs（持続可能な開発目標）として17の目標を掲げました。今後、これらの目標達成に向け、自治体も含め国や国際的な組織が連携して取り組んでいく必要があります。

*1 国際人権規約：「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（1966年採択、日本は1979年批准）「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（1966年採択、日本は1979年批准）

*2 女性差別撤廃条約：「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（1979年採択、日本は1985年批准）

*3 子どもの権利条約：「児童の権利に関する条約」（1989年採択、日本は1994年批准）

*4 人種差別撤廃条約：「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（1965年採択、日本は1995年加入）

*5 拷問等禁止条約：「拷問及び他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（1984年採択、日本は1999年加入）

2 国の動き

我が国は、戦後「日本国憲法」の精神に則り「国際人権規約」をはじめ重要な国際人権条約を批准するとともに、1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されました。

また、2016（平成28年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「部落差別の解消に関する法律（部落差別解消推進法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」のいわゆる人権三法、2019（平成31年）4月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されるなど、様々な人権問題に関する新たな法整備が進んでいます。

一方、2020（令和2）年には新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、感染者、その家族、医療従事者等への差別や誹謗中傷、新型コロナワクチン未接種者への差別が全国的な人権問題となっています。

3 滋賀県の動き

滋賀県においては、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざして、2001（平成13）年に制定された「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」が2003（平成15）年に策定されました。この基本方針に掲げる基本施策の1つである人権意識高揚のための教育・啓発の総合的、計画的な推進を図るため「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が2004（平成16）年に策定され、さらにこの基本計画が2010（平成22）年度末で期限を迎えるにあたり、これまでの教育・啓発に関する施策だけではなく、基本方針に掲げる人権施策全般を対象として、「滋賀県人権施策推進計画」が2011（平成23）年に策定され、2016（平成28）年にはその改訂版が策定されました。

4 近江八幡市の動き

2010（平成22）年3月、旧近江八幡市と旧安土町との合併により、新しい近江八幡市が誕生しました。

それまで各旧市町では、同和地区に対する住環境等ハード面での整備や教育の保障、就労支援などソフト面での支援をはじめ、様々な人権施策に取り組んできましたが、合併後は、2011（平成23）年度に制定された新市の「近江八幡市人権擁護に関する条例」の持つ理念を計画の形に具体化し、本市における人権擁護に関わる施策の総合的な展開を方向付けるものとして、2012（平成24）年4月から5か年を計画期間とする「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定し、2017（平成29）年4月には新たな人権課題や社会情勢の変化等に対応するため計画を改訂しました。以降も計画に基づき「住みよいまちづくり推進講座」「人権尊重のまちづくり地区別懇談会」をはじめ、様々な人権問題について人権教育・啓発活動に取り組み、施策を展開してきました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

近江八幡市では、これまで「人権擁護都市宣言」や「近江八幡市人権擁護に関する条例」の趣旨を具体化するべく、2012（平成24）年に「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定し、人権教育や人権啓発等の推進体制や各分野での取り組みの方向性を示し、人権擁護に関する各種の施策を実施してきました。しかし、同和問題（部落差別）、男女共同参画、障がい者、高齢者、外国人等に関する人権問題は未だ根強く存在しています。また、インターネットやSNSを利用した差別発言や誹謗中傷、2020（令和2）年1月からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者やその家族等への差別問題やワクチン接種をめぐる差別問題、性的指向・性自認に関する偏見、差別など、新しい問題が発生、顕在化するなど、人権教育や啓発などの人権施策の必要性はますます高まっているといえます。

2019（平成31）年3月に策定した「近江八幡市第1次総合計画」では目標のひとつとして「一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります」を掲げ、人権施策によるめざす姿を「市民一人ひとりが当事者意識を持って人権尊重の重要性を正しく理解するとともに、異なる文化を理解し、お互いの尊厳や権利を尊重しあえる社会に向かっていきます」としています。

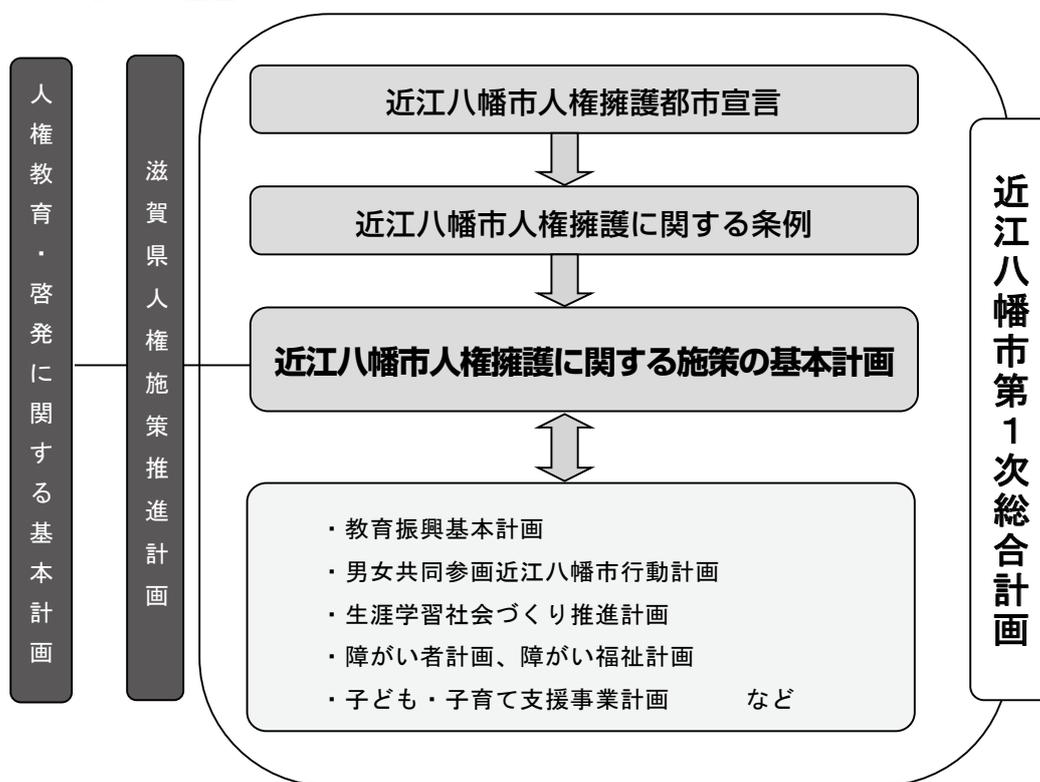
根強く残る差別や、新たに起こる人権問題を解決し、全ての市民が人権侵害を受けることなく、自分らしさを発揮しながら、いきいきと暮らしていけるまちとなるよう、第1次総合計画のめざす姿を実現するべく、これまでの施策を改めて検証し、新たな課題等に対応するための施策の方向性を明確にするため、新たな「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、2019（平成31）年に策定された「近江八幡市第1次総合計画」が掲げる将来のまちの姿「人がつながり未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」」をめざした基本目標のひとつである「一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります」の人権に関わる施策を体系化したものです。

また本計画は、「近江八幡市人権擁護に関する条例」に基づき、本市における人権施策の展開にあたって基本的方向を示すとともに、個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための基本計画となるものです。また、今後策定される各種部門計画との整合性を図るものとします。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

この基本計画の推進期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5か年を計画期間とし、国・県の動向、社会経済情勢の変化、市の上位計画の策定等を踏まえて見直しを行うものとします。

4

基本理念

(1) 国際的な視点に立った人権意識の形成

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画では、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現が求められています。また2015（平成27）年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、全世界で取り組むべき17の目標が掲げられました。その中には「ジェンダー*6 平等を実現しよう」や「人や国の不平等をなくそう」など人権に関わる目標もあり、世界各国にその達成が求められています。

さらに近年、様々な分野で国境を超えた交流が一層活発になることが予想される中、ジェンダーギャップ*7をはじめ、様々な人権課題について国際的視野をもった市民意識を醸成するとともに、互いの文化や慣習などの違いを認め合うための人権教育の充実が必要です。多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する意識・感覚をより一層深め、国際的視野に立った互いの人権・個性を尊重する人権意識の高揚に努めることが必要です。



①人権擁護の推進

人権教育は、市民一人ひとりに人権尊重の精神を育むことを目的としています。人権教育・啓発推進法において、「人権教育とは人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動を

*6 ジェンダー：生物学的性別（セックス／sex）に対して、慣習や風習の中で、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」などの社会的性別のこと

*7 ジェンダーギャップ：男女の違いにより生じる様々な格差のこと

意味し、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨とする（同法第2条・第3条）。」と述べられています。そのために人権教育は、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、生涯学習の視点にたつて、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育、家庭教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図って実施していくことが必要です。

②多様性の尊重と多文化共生のまちづくりの推進

それぞれの個性、特性、価値観を認め、尊重し合うことは、人権尊重の基本といえます。男女、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人、様々な性自認や性的指向など、人々が互いの違いを偏見なく正しく理解し、その多様性を認め合い、尊重することが、あらゆる人権課題を解決するうえで必要です。

また、外国籍の市民が増えていくなか、国籍や民族、宗教などの異なる人々が言語や文化、生活習慣の違いを認め尊重し合いながら同じ地域の一員として心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくりに向けて、市民、事業者、団体等と協働して、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の形成が必要です。

③人権意識の形成とその普及啓発

人権意識の形成と普及啓発を実効あるものとするために、人権の歴史や差別的な行為に至った背景及び社会的構造の認識にとどまらず、他者の痛みを感じ取る力を養うことができるように、当事者を含めた市民や関係団体等と一体になった啓発活動が大切です。

市民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、それらの認識が日常生活の中で、その行動面等において確実に根付くようにするために、人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動を、総合的かつ効果的に行うことが必要です。

(2) あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するために、まず自分自身が人としての尊厳と、人として当然に持っている権利について認識し、理解することが、他の人々の人権を考える上でも重要です。

しかしながら、社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、様々な人権侵害が起きている現状があります。すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

あらゆる差別をなくし、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成が必要です。

①人権擁護の推進

人権擁護を推進していく上で、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、被差別部落の人々、外国人住民、アイヌの人々、患者等をめぐる様々な人権問題が重要課題となっています。また、近年、性的指向・性自認に関する人権問題、インターネット上での書き込み等による人権侵害、ホームレスをめぐる人権問題、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害、人身取引等の新たな人権課題も生じています。このような人権をとりまく情勢を踏まえ、各人権課題の解決に向けた取り組みが必要です。

また、問題が解決され、被害者が自立して社会生活を営むことができるように環境を整備するなど、自立支援を強化していくことが求められています。そのために、関係団体、関係機関との連携、協働による人権擁護体制の充実が必要です。

②同和問題（部落差別）に関する今後の方向性

2002（平成14）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、地域改善対策特定事業としての取り組みは終了しました。同事業により、住環境等ハード面での改善は進みましたが、人々の差別意識は根強く残っています。2016（平成28）年に施行された「部落差別解消推進法」は、今も部落差別が存在することを国も認めたとうえで、この差別が憲法上許されないものであり、いまだ大きな課題として、解消に向けた教育と啓発の必要性を明記しています。今後もこの法律の趣旨に則り、同和問題（部落差別）を重要な人権問題の一つとしてとらえ、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、国、県をはじめ関係機関・団体との連携・協力のもと、人権意識の普及・高揚に向けた教育・啓発を積極的に推進し、差別意識の解消に向けた取り組みが必要です。

③人権施策の推進体制の充実

学識者、関係団体等により「近江八幡市人権擁護審議会」を設置し、人権施策の推進を図るために必要な事項について検討協議を行い、今後も、近江八幡市の人権施策の推進に向け意見を求めています。

また、人権施策を総合的に推進するためには、各部局間の調整が必要であり、全庁的推進組織として「近江八幡市人権擁護推進本部」を設置しています。今後さらに、その機能を充実させ、各部局間の連携・調整を迅速、円滑に行い、体制の充実を図るとともに、人権施策をより一層効果的に推進することが必要です。

第3章 基本計画

1

基本施策の推進

(1) 人権教育の推進

① 就学前教育・保育及び学校教育における人権教育の推進

幼児・児童・生徒は、おとなと等しく一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳を持っています。あらゆる場を通じて、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・態度を育み、人権に関する理解を深めるとともに、人権感覚を高めることが大切です。「教育振興基本計画」に基づいて、個性や他者との違いを認め合い、生きる力を身につけることができるように人権教育を推進します。

1) 人権保育・人権教育の推進

子どもが自尊感情（自己肯定感）を高め、子ども同士の交流の中で異なったイメージや考えに気付いていく体験をとおして、互いに理解し合う体験を重ね、共感や思いやりの気持ちを育む人権保育・人権教育を推進します。

2) 教職員の豊かな人権感覚の育成

子どもの権利が保障されるように、保育や教育に携わる職員に豊かな人権感覚や専門技術等を身につける研修等を充実します。

3) 相談・支援に関わる体制の整備

いじめ、虐待、不登校等について迅速・的確に相談・支援することができるように保育や教育に携わる職員への研修を充実し、体制の整備を図ります。

② 生涯学習における人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得て、理解を深めていくことが求められていることから、「生涯学習社会づくり構想」及び「生涯学習推進実施計画」に基づき、子どもからおとなまで継続的に人権教育を推進していきます。

1) 人権学習の推進

誰もがいきいきと生活することができる社会を形成するため、関係団体、関係機関と連携しながら人権学習を推進します。

2) 市民の主体的な人権学習への支援

市民が、主体的に人権学習を行うことができるように学習資料等の情報や場の提供等について支援します。

(2) 啓発活動の推進

①啓発活動の推進

人権の重要性や人権の考え方、人権侵害の歴史と構造、その救済や問題の解決等について、市民や事業者等を対象に幅広く啓発を推進します。

1) 市民への啓発活動の推進

市民の学習ニーズが多様化する中、様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、多様な媒体を活用した効果的な広報や啓発活動を充実させます。また、オンライン等を用いた市民参集型以外の啓発活動や、わかりやすい教材の工夫など効果的な啓発手法について検討します。

2) 事業者、団体等への啓発の推進

事業者、団体等が、社会的責任として人権を尊重し、様々な人権課題に取り組めるように情報や資料の提供等を行います。

②事業者、団体等の啓発活動への支援

事業者、団体等が主体的に人権学習・研修に取り組むように働きかけを行うとともに、事業者、団体等の啓発活動を支援します。

1) 事業者、団体等による人権学習・研修への支援

事業者、団体等が人権学習・研修の重要性を認識し、主体的に人権学習・研修を効果的に行うことができるように支援し、講師の紹介や情報の提供、教材、機材の貸出等を実施します。

(3) 相談体制、支援体制の充実

①相談・支援体制の強化

各種相談窓口、救済機関、公的支援制度、NPO等が行っている支援等の様々な情報を効果的に広報・提供します。市民一人ひとりが抱える悩みや問題について、身近で気軽にいつでも相談ができるよう支援体制の整備を図り、市民が人権侵害を受けている、または受けるおそれのあるとき、問題解決に向け、自立や社会参加等を行うことができるように、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。

1) 相談窓口や支援機関の周知と活用

市民が速やかに人権に関わる相談ができるようにするため、相談窓口や支援機関の周知を図るとともに、気軽に安心して相談できる仕組みを検討し充実に努めます。

2) 相談・支援体制の強化

人権に関わる相談窓口を整備し、複雑、多様化する人権課題に対し適切に助言を行い、適切な関係機関につなぐなど、効果的な相談体制の充実に努めます。また、関係団体、関係機関と連携を図りながら、様々な人権問題に対しその解決に向けて迅速かつ的確に救済や支援を行うことができるように相互の協力体制の充実に努めます。

② 関係団体、関係機関との連携強化

当事者が、問題の本質を理解し、主体的に問題を解決し、自立して社会参加等を実現するためには、様々な支援を必要とします。また、自ら人権を守ることが困難な状況にある市民には、個別の必要に応じた支援が求められます。関係団体、関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済、支援策を充実させます。

1) 関係団体、関係機関との連携

人権相談・支援救済に関係する団体、機関が情報交換等を円滑に行い、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行うために、各自治体間の協力を踏まえながら連携の強化を図ります。

(4) 連携・協働による人権施策の推進

① 市民、事業者の参加の促進

市民、事業者が人権を尊重し共に生きる社会づくりに参加できる機会を充実させるとともに、人権擁護に取り組みやすい環境の整備を行い、市民、事業者、市による人権尊重のまちづくりを推進します。

1) 市民の参加の促進

人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民の参加が促進されるように条件の整備に努めます。

2) 事業者の参加の促進

人権が尊重され共に生きる社会をつくるには、事業者の協力が必要です。そのためには、事業者自身が社員・職員採用や職場でのあらゆるハラスメントの撲滅をめざすなど正しい人権感覚を持ち、人権尊重の考えを社会的責任として内外に示すことが必要です。そのための取り組みについて働きかけを行い支援します。

3) 市民活動への人権の視点の醸成

市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができるように、学習機会の提供等の支援を行い、連携・協働の推進に努めます。

4) 関係団体、関係機関とのネットワークの強化

分野別に関係団体、関係機関とネットワークを強化し、連携・協働して人権教育、啓発、人権救済を効果的に推進します。また、人権擁護活動は広域的に連携して行うことが必要であることから、市外の関係団体、関係機関との連携・協働の強化を図ります。

5) 関係団体への支援

人権擁護のため活動している民間団体等に対し、情報の共有化とともに様々な支援をします。

②人権尊重の視点に立った行政の推進

日本国憲法に掲げられている基本的人権の尊重は、全ての市民が享受すべきものであり、地域社会で基本的人権の尊重を実現するにあたっての行政の役割は大変重要であるといえます。

本市が実施、推進するあらゆる業務についても、その根底には人権の尊重の視点が必要であり、その視点に基づいた業務の遂行が必要です。

また、様々な分野での差別事象や虐待、誹謗中傷等の人権侵害や複合的な人権課題に対応するためには、福祉、教育などの様々な分野の施策と緊密に連携し、それぞれの分野で人権の視点を踏まえて、庁内推進体制を強化し施策を推進することが必要です。

1) 人権尊重の視点に立った施策の推進

人権尊重の視点は、市民生活のすべてに関わるものであるという認識のもと、市政のあらゆる分野に人権尊重の視点を持ちながら、制度や施策の企画、実行、検証、改善を行います。

2) 個人情報保護

マイナンバー制度の利用拡充をはじめ、行政が扱う個人情報の量は以前に比べ格段に増え、デジタル化により情報活用の利便性も向上しましたが、反面、持ち出し、違法アクセスにより外部へ流出する危険性も増えています。本市においては「近江八幡市個人情報保護条例」により本市が保有する個人情報の適正な取り扱いにより、情報漏洩等のないよう努めます。

③人権尊重のまちづくりを担う市職員の育成

人権尊重のまちづくりを担う市職員を育成するため、計画的に効果的な人権研修を実施します。

1) 体系的な人権研修プログラムによる市職員の育成

すべての市職員が高い人権意識を持ち、市民対応やまちづくりを行うことができるように体系的な人権研修プログラムを作成し、研修を実施します。

2) 専門分野の従事者への研修の推進

保健・福祉、青少年育成、教育等に従事する市職員に対しては、専門知識や技術の習得のための研修を推進します。さらに、窓口業務等に関わる市職員に対する研修を継続的に実施し、専門性を発揮しながら市民と連携・協働して、職務に従事することができる市職員を育成します。

■ 基本施策の展開

基本施策 1 人権教育の推進

① 就学前教育・保育及び
学校教育における人権教育の推進

- 1) 人権保育・人権教育の推進
- 2) 教職員の豊かな人権感覚の育成
- 3) 相談・支援に関わる体制の整備

② 生涯学習における人権教育の推進

- 1) 人権学習の推進
- 2) 市民の主体的な人権学習への支援

基本施策 2 啓発活動の推進

① 啓発活動の推進

- 1) 市民への啓発活動の推進
- 2) 事業者、団体等への啓発の推進

② 事業者、団体等の啓発活動への支援

- 1) 事業者、団体等による人権学習・研修への支援

基本施策 3 相談体制、支援体制の充実

① 相談・支援体制の強化

- 1) 相談窓口や支援機関の周知と活用
- 2) 相談・支援体制の強化

② 関係団体、関係機関との連携強化

- 1) 関係団体、関係機関との連携

基本施策 4 連携・協働による人権施策の推進

① 市民、事業者の参加の促進

- 1) 市民の参加の促進
- 2) 事業者の参加の促進
- 3) 市民活動への人権の視点の醸成
- 4) 関係団体、関係機関とのネットワークの強化
- 5) 関係団体への支援

② 人権尊重の視点に立った行政の推進

- 1) 人権尊重の視点に立った施策の推進
- 2) 個人情報保護

③ 人権尊重のまちづくりを担う
市職員の育成

- 1) 体系的な人権研修プログラムによる職員の育成
- 2) 専門分野の従事者への研修の推進

2 分野別施策の推進

(1) 女性の人権

日本国憲法には男女平等の理念が明記されており、国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、雇用分野においては、「雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等、女性への暴力防止に向けた取り組みとして「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の制度の整備を推進しています。

しかし、依然として職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{*8}、マタニティ・ハラスメント^{*9}、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪等の女性に対する暴力は後を絶たず、また、その背景にある男女の社会的地位、経済力の格差、固定的な役割分担意識などのいわゆるジェンダーギャップの問題も残っています。特に新型コロナウイルスの感染拡大により、社会経済活動が縮小し、テレワーク、時短就業等で、夫婦が共に過ごす時間が増えたことに起因する配偶者等からの暴力（DV）の増加や、非正規労働者の解雇による女性の貧困や女性の自殺者の増加が問題となりました。

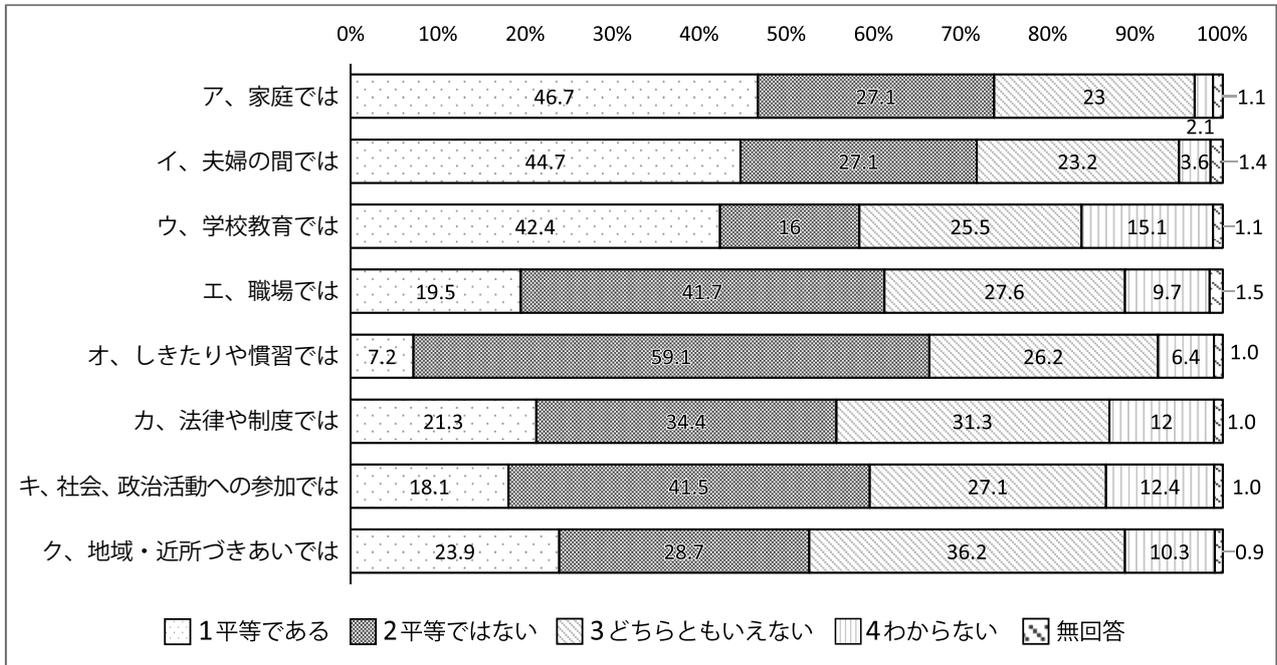
今回（令和3年度）の市民意識調査では家庭、夫婦、学校教育、職場などの各場面での男女の平等感に関する設問で、「不平等」と感じている人の割合が、家庭では27.1%（前回平成28年度17.7%）、職場では41.7%（前回：同32.5%）、社会、政治活動では41.5%（前回：同27.2%）とあらゆる場面で男性が優遇されていると感じている人が少なくない状況です。また、前回と今回の調査を比較すると、すべての場面で前回調査より不平等と感じる人が増えています。これは、報道等でジェンダーギャップの国際比較に接することなどにより、市民の男女共同参画に対する意識が、前回調査時に比べ、より浸透し高まった結果と考えられます。今後はジェンダー平等の実現に向けた意識改革と、女性の就業機会の確保や政治参加、企業等の意思決定への女性参画など、男女の不平等を払拭できる取り組みが必要です。

当市では、2012（平成24）年3月に制定した「近江八幡市男女共同参画推進条例」に基づき、2021（令和3）年4月に「男女共同参画おうみはちまん2030プランー男女共同参画近江八幡市行動計画ー」を策定し、「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」の実現に向けた取り組みを積極的に推進していきます。

*8 セクシャルハラスメント：性的いやがらせ

*9 マタニティハラスメント：妊娠や出産を理由に、解雇する、降格する等の不利益な扱いをされたり、精神的・肉体的な嫌がらせをされること。

■家庭、夫婦、学校教育、職場などの各場面での男女の平等感



① 男女共同参画のための人権意識の教育・啓発

古典的な性別役割意識を改め、男女共同参画についての正しい知識やその必要性を理解し、男女共同参画意識を醸成するため、様々な場であらゆる人に学習や研修の機会を提供・支援し、効果的な啓発活動を推進します。

【主な取り組み】

- ◎広く市民に向けた教育、学習・研修のための環境整備の推進
- ◎地域に根ざした意識啓発や広報活動の実施
- ◎男女共同参画意識の醸成

② 男女共同参画実現に向けてのあらゆる場での女性参画の拡大と連携の促進

市民一人ひとりが、個人として人権が保障され、性別によって差別されることなく、個性や能力を発揮するためには、家庭、学校、職場、地域において男女共同参画を推進することが重要であり、それぞれの場面での女性参画や政策、方針決定の場における女性登用の取組を促進し、市民、事業者との連携・協働に努めます。

【主な取り組み】

- ◎市民、事業者、市が男女共同参画推進のための意見交換ができる場の設置
- ◎政策・方針決定過程における女性の参画の推進
- ◎女性の就労支援に関する様々な情報提供

③ 暴力とハラスメント根絶のための取り組み

性的虐待、DV^{*10}、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害をなくすためには、個人の尊厳を傷つけるあらゆる形態の暴力やハラスメントは、決して許さないという意識を社会全体で共有することが大事です。関係団体、関係機関と連携し、女性に対する人権侵害防止・救済・自立支援を推進します。

【主な取り組み】

- ◎暴力およびハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発
- ◎性犯罪・虐待防止のための啓発・学習機会の提供
- ◎犯罪防止に向けた情報提供の充実

*10 DV：ドメスティックバイオレンス。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

- ◎DVなど女性に対する人権侵害に関する相談・救済支援体制の充実
- ◎援助を必要とする女性及び支援団体等への支援
- ◎性と生殖に関する健康・権利^{*11}を守るための取り組みの実施

④ ワークライフバランスの実現に向けた男女共同参画の推進

女性は家事、子育て、介護、男性は仕事、自治会などの地域活動といった役割分担意識が今も根強く残っています。仕事と家庭の両立を図るため、男女が共に家事、子育て、介護に関わることができるように、多様な働き方の実現と地域全体での子育てを支える環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ◎仕事と家庭を両立できる職場への取り組みの推進
- ◎地域での子育ての支援体制の整備

*11 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：1994年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

(2) 子どもの人権

一人ひとりの人権が尊重され、幸せに生きる権利は、年齢に関係なく子どもも当然に有する権利です。しかし、身体的、精神的、社会的に弱い立場にある子どもの人権は、ないがしろにされてきた歴史があり、世界に目を向けると、学校にも行けず、劣悪な環境で労働搾取が行われている現実があります。日本においては、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法をはじめ、児童福祉法、児童憲章、教育基本法などにおいて、その基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされています。

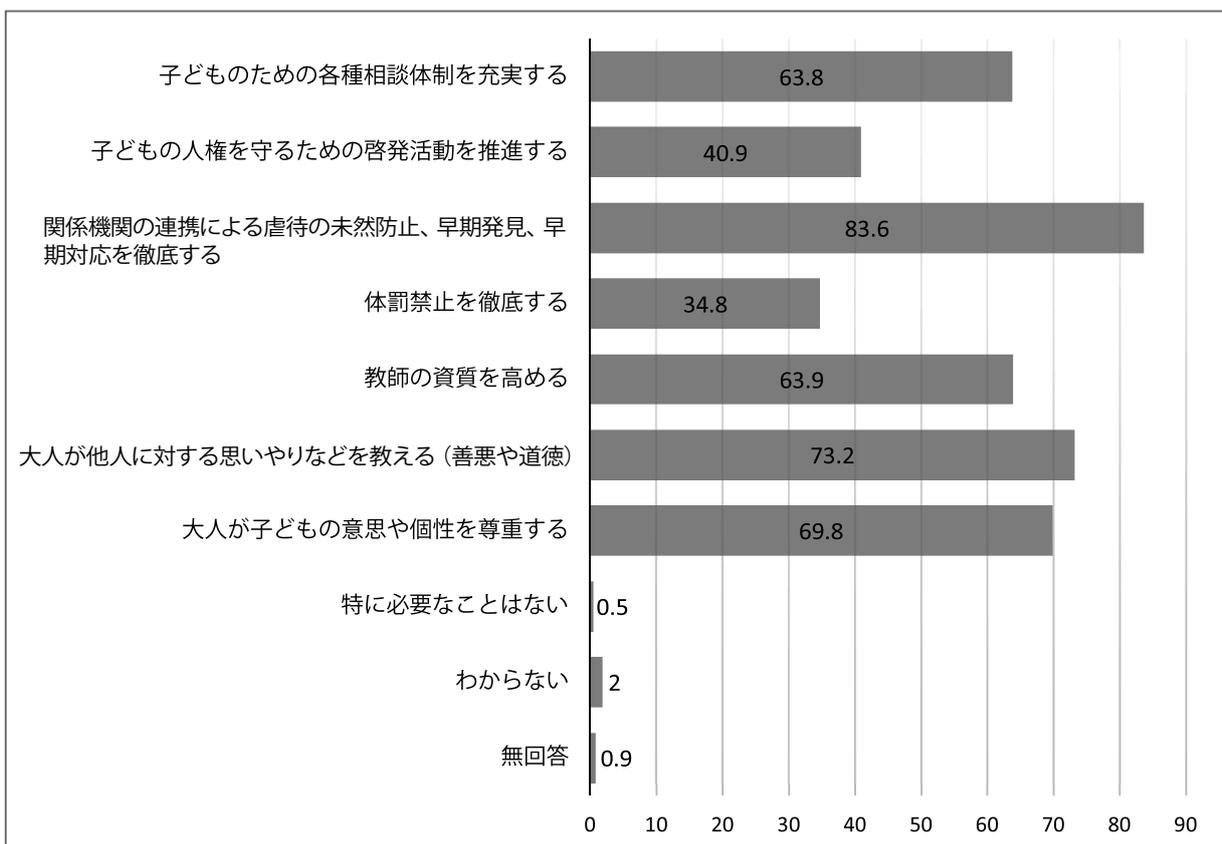
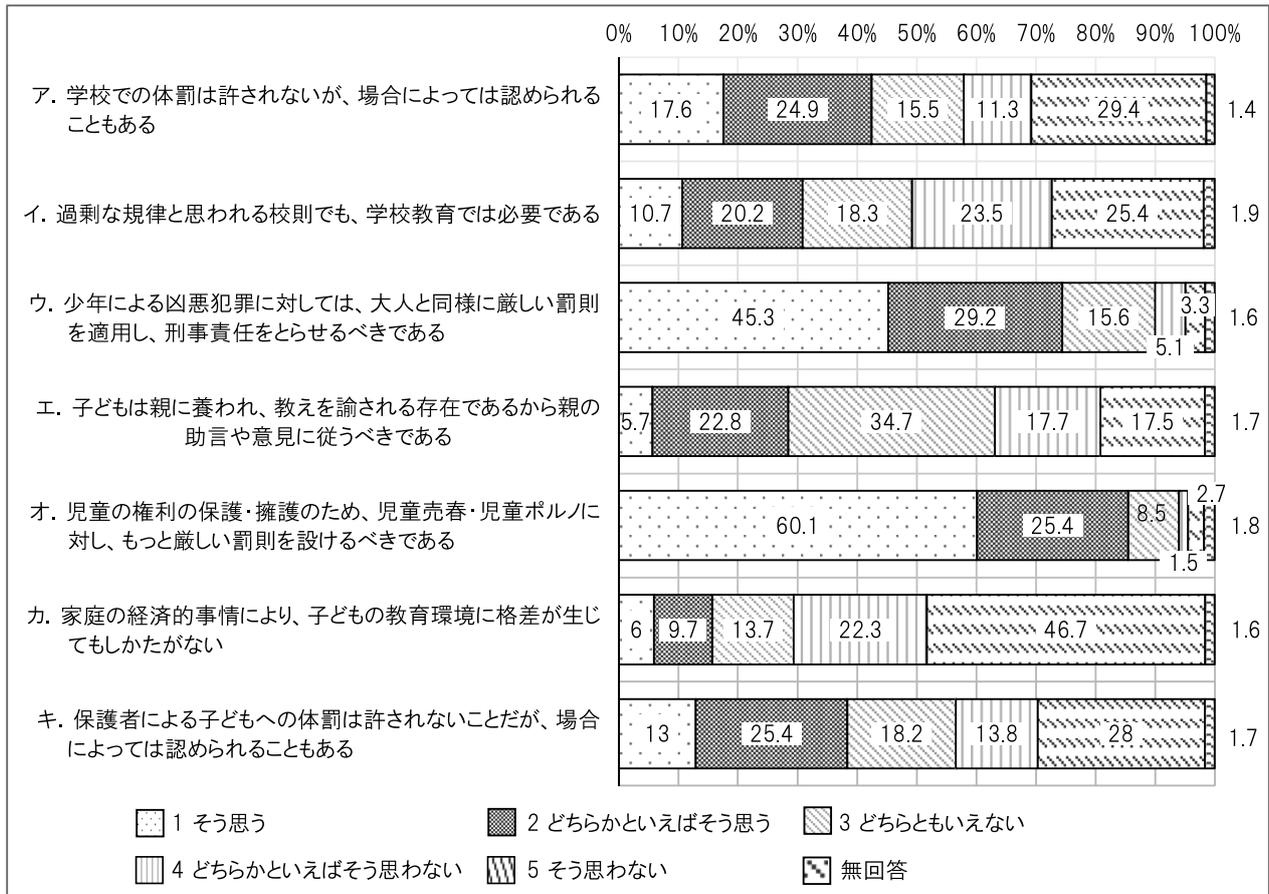
しかし、我が国においてもいじめ問題、不登校やひきこもり、児童虐待、SNSを利用した児童や未成年者へのわいせつ行為など、子どもたちを取り巻く環境は、懸念すべき状況にあります。特に近年は保護者等からの児童虐待により命を落とす事件が後を絶たず、他にもSNSを介したいじめが行われるなど、これまでにない形態で人権侵害が行われる傾向があります。また、家庭の環境によって、十分な食事や教育の機会が与えられないといった「子どもの貧困」も問題となっています。

国の施策としては、児童買春・児童ポルノ処罰法、児童虐待防止法、2012（平成24）年8月に認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」、2013（平成25）年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されるとともに、同年9月には「いじめ防止対策推進法」が制定されました。これらを受け、本市では、2015（平成27）年3月に「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」（現在第2期）と「近江八幡市いじめ防止基本方針」（2018年3月改定）を策定しました。また、2020（令和2）年4月には改正児童虐待防止法が制定され、しつけを理由としたものも含め、体罰が全面的に禁止されました。しかし、本市の人権擁護に関する市民意識調査では「学校での体罰は許されないが、場合によっては認められることもある」という意見についてどう思うかの設問に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて42.5%、保護者についての同じ内容の設問について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて38.4%と高い状況になっており、子どもの人権の重要性に対する正しい認識や意識の向上が必要です。

また子どもの人権を守るために必要な取り組みの設問では、「関係機関の連携による虐待の未然防止、早期発見、早期対応」が最も多くなりました。市子ども家庭相談室への相談件数も増加の傾向にあり、依然として取り組むべき重要な課題となっています。

「子どもの貧困」については、県・市社会福祉協議会等の支援もあり「子ども食堂」の取り組みが市内でも広がりをみせています。

■子どもの人権に関する意見



① 子どもの権利に関する意識の向上

子どもの権利条約をはじめとした子どもの権利についての理念を浸透させるための啓発・広報を充実させ、子どもを支える大人が子どもの権利について理解を深めることなど、子どもの権利に関する意識の向上に努めます。

【主な取り組み】

- ◎子どもの権利に関する啓発・広報の充実
- ◎子どもの権利学習の充実
- ◎子どもの権利に関する市民活動の支援の推進
- ◎子どもの権利に関する職員の人権研修

② 子どもの権利保障の推進

子どもが一人の人間として、安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくことができるように支援します。また、子どもが育ち・学び・生活していく上で、大切な権利を保障するための環境整備と支援に努めます。

【主な取り組み】

- ◎家庭において子どもの権利を保障するための環境整備と支援
- ◎保育所、幼稚園、こども園、学校等における子どもの権利保障の推進
- ◎地域における子どもの権利保障の支援

③ 子どもの意見表明・社会参加の促進

子どもの意見表明・社会参加の権利を保障するため、市が実施する子どもに関わる様々な施策や事業に、意見表明・社会参加の視点を組み入れるための仕組みづくりや条件整備を行います。

【主な取り組み】

- ◎子どもの意見表明・参加を図るための機会の保障の推進
- ◎子どもの自主的・自発的な活動を支援するための条件整備の推進
- ◎意見表明・参加しにくい子どもへの個別の必要に応じた支援の充実

④ 子どもに対する権利侵害の防止、救済と回復

子どもを支える教職員・施設職員等の専門性及び意識の向上を図り、いじめ、虐待、体罰等の早期発見・予防、また、不登校の子どもへの理解と支援に努め、関係機関等との連携・協力体制を強化するなど、子どもに対する権利侵害の防止及び救済と回復を図ります。

【主な取り組み】

- ◎いじめ、虐待、体罰等への相談支援体制の充実
- ◎不登校の子どもへの理解と支援
- ◎保育・教育に携わる職員、福祉関係職員等への研修の充実
- ◎関係団体・関係機関との連携機能の強化

(3) 高齢者の人権

わが国の高齢者人口は増加を続け、2020（令和2）年10月1日現在、65歳以上人口は3,619万人、高齢化率は28.8%となり、世界有数の超高齢社会となっています。今後、2040年に団塊の世代ジュニア（1971～1975年生まれ）が65歳以上となり、2042年に高齢者人口がピークに達すると見込まれます（令和3年度版高齢社会白書）。

国においては、1995（平成7）年に「高齢社会対策基本法」の制定、1996（平成8）年に「高齢社会対策大綱」、2000（平成12）年に、これまで家族が担ってきた高齢者の介護を社会全体で支える社会保険制度として「介護保険制度」が導入されるなど、各種の対策が講じられてきました。また、2000（平成12）年に「成年後見制度」の創設、2006（平成18）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるなど、高齢者の権利擁護の推進が図られています。また、2019（令和元）年6月には「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症施策のさらなる推進が図られています。

本市においても、2020（令和2）年10月1日現在で65歳以上人口は22,695人（平成27年20,768人）、高齢化率は27.6%（平成27年25.3%）と確実に高齢化が進行しており、それに伴い認知症高齢者も年々増加しています。こうした状況を踏まえ、2021（令和3）年3月に「第8期近江八幡市総合介護計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を策定し、各種の高齢者施策を推進していきます。

介護保険制度は、創設から21年が経過しましたが、高齢者の急激な増加や認知症高齢者の増加から、介護人材の不足や、家族、介護施設での虐待も問題となっています。また、独居高齢者や高齢者のみ世帯を狙った特殊詐欺や悪徳商法も増加しています。

人権擁護に関する市民意識調査では「高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か」の設問への回答として、「関係機関の連携による虐待の未然防止、早期発見、早期対応を徹底する」「地域での高齢者の見守り体制を充実させる」が多くなっています。

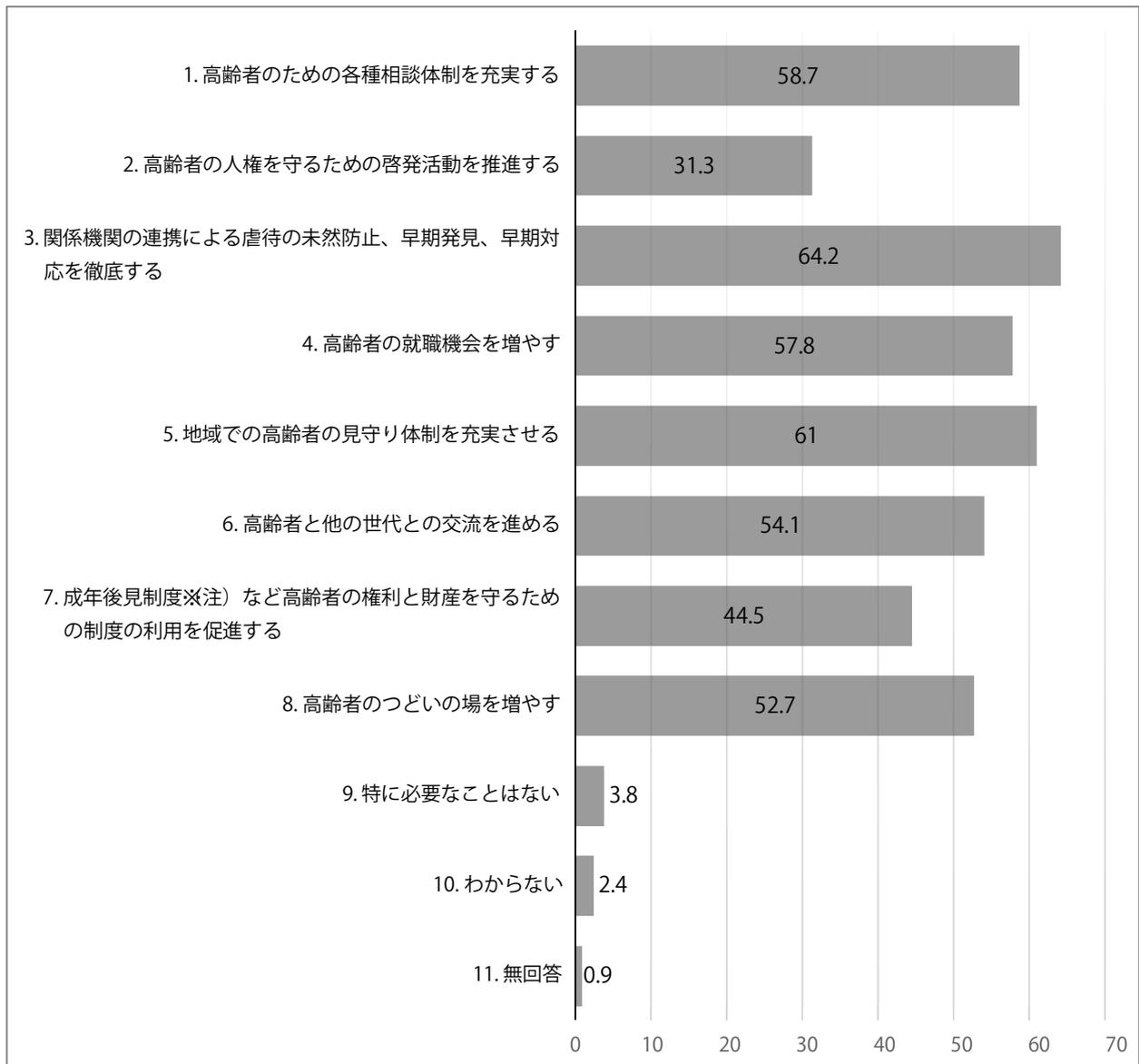
高齢者の尊厳を保ち、住み慣れた地域で、できる限り、いきいきと自立した日常生活を送れるよう、介護サービスの充実とともに、地域、介護事業者、医療、NPO等多様な主体で高齢者を見守り、支え合う「地域包括ケアシステム」の推進が必要です。

また、高齢者が家族や地域の中で孤立せず、尊厳を傷つけられることのないよう、高齢者の人権について教育・啓発活動を推進するとともに、高齢者がそれまで培ってきた技能や知識、経験を活かした就労や社会参加の機会を増やすことや、なじみの関係がつけられる多様な居場所づくりの充実が必要です。

また、高齢者の権利擁護については、認知症等で判断能力が十分でない人などの財産管理

等を成年後見人・保佐人が代理する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の活用、高齢者が抱えている虐待等の問題に対する相談支援体制の充実を図る必要があります。

■高齢者の人権を守るために必要と思うこと



① 地域住民の支え合いを基本とする地域社会の整備

地域の中で安心して暮らせるための、多様な主体による見守り、支え合いの体制を構築し、高齢者自身の自己決定権を尊重して自立や生きがいづくりを支援するとともに、就労機会の拡充や地域社会への参加と交流を推進します。

【主な取り組み】

- ◎相互理解を深めるための交流機会の拡充
- ◎地域活動を担うグループ・団体の支援
- ◎誰もが気軽に集える居場所の提供
- ◎学区や町内会、自治会における地域福祉活動の促進

② 利用者本位の福祉サービスの提供と権利擁護の推進

利用者自身の選択に応じた福祉サービスの提供を行うとともに、虐待防止や虐待発生時の適切な対応をはじめ、人権擁護のための取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- ◎一人暮らしの高齢者が安心して在宅生活できる環境の充実
- ◎権利擁護のための相談体制の充実
- ◎施設入所者の人権への配慮
- ◎施設の適正な運営と情報公開の推進
- ◎高齢者虐待防止ネットワーク会議の充実 と虐待を早期に発見するしくみづくり
- ◎認知症高齢者等への成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の活用の推進

(4) 障がいのある人の人権

わが国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指すため、2011（平成23）年8月に「障害者基本法」が改正され、2012（平成24）年には「障害者総合支援法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2013（平成25）年の「障害者差別解消法」の成立、2014（平成26）年の「障害者の権利に関する条約」への批准など、障がい者が基本的人権を持つ個人として尊重され、安心して地域で暮らせる社会にするための法整備が進められてきました。

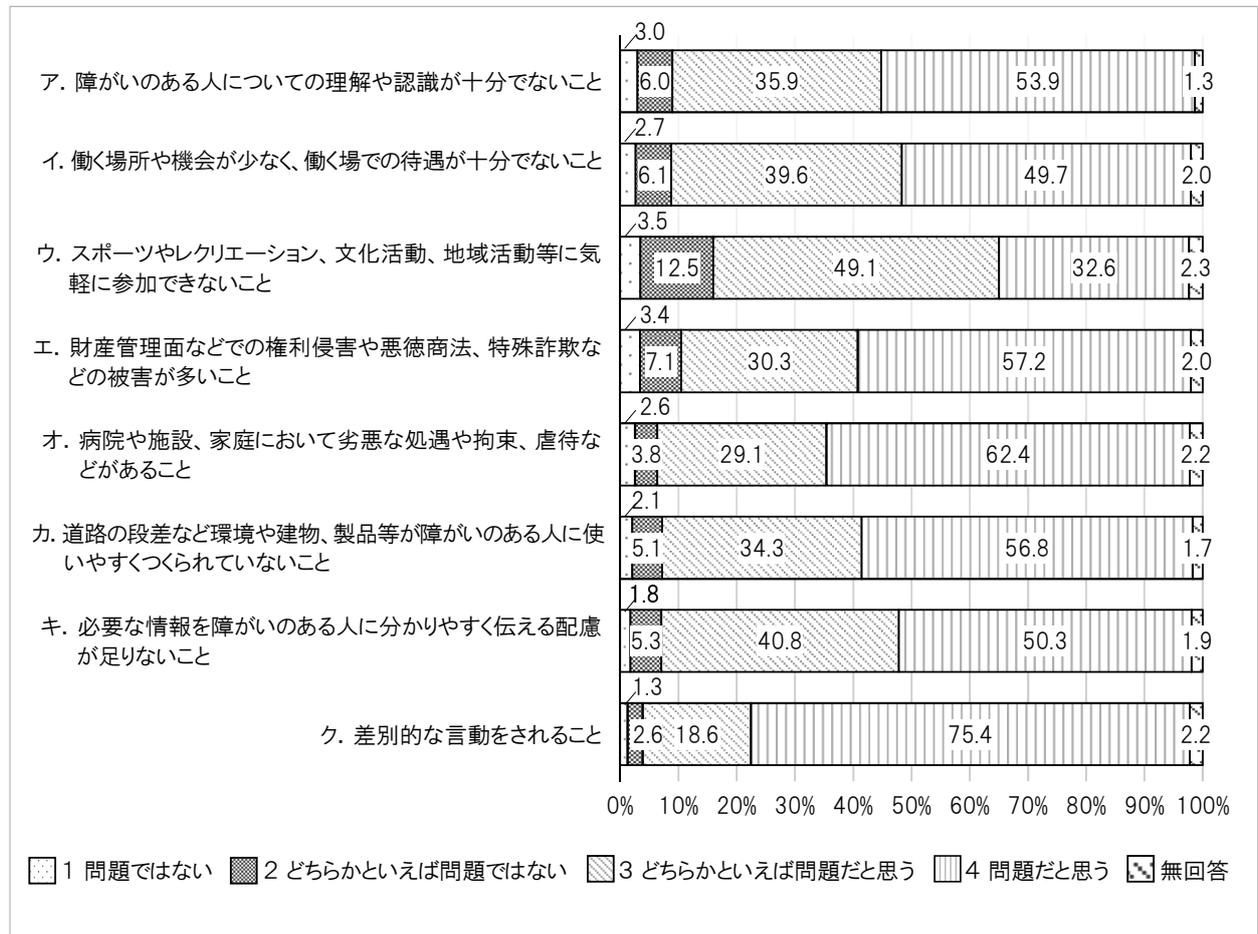
また2019（平成31）年には「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されています。

本市においても、誰もが住みなれた地域で共に生活することができるまちを築くことを目標に「近江八幡市障がい者計画【第5期】」及び「近江八幡市障がい福祉計画【第6期】」「近江八幡市障がい児福祉計画【第2期】」に基づき様々な施策を推進するとともに、聴覚障がい者の自立及び社会参加の促進などを図るため「みんなの心で手をつなぐ手話言語条例」を制定しました。また2021（令和3）年4月には「近江八幡市障がい者のコミュニケーションを推進する条例」を施行し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報取得と意思疎通を可能にする環境を整備し、障がいの有無にかかわらず、社会、経済、文化等あらゆる活動に参加する機会を保障することとしました。

本市においては、これらの法律や条例により様々な施策を行っておりますが、まだまだ障がいのある人々にとっては様々な社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が困難な状況にあります。市民意識調査で障がいのある人の人権についての設問では、「差別的な言動をされること」が問題だと思うと回答した人が75.4%と、他のことから比べ多くなっていました。障がいのある人への偏見や差別意識が今も存在していると思われる、生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合が考えられます。

今後、障がいのある人に対する正しい知識と理解の促進のための啓発活動を推進するとともに、地域での支え合いや生活支援の充実、生活環境の整備、雇用・就労の促進等により、障がいの有無にかかわらず、社会参加と住み慣れた地域で自立した生活がおくれるまちの実現が求められています。

■障がいのある人の人権について



① 地域における自立・社会参加への支援

障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいのある人が自立して生活し、自己実現が可能となるように、地域におけるサービス基盤を整備し、就労や社会参加を促進するための環境の整備に努めます。

【主な取り組み】

- ◎障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動
- ◎障がいのある人の地域生活を支える相談支援の充実
- ◎障がいのある人の雇用・就労の促進
- ◎障がいのある人の社会参加活動の推進
- ◎コミュニケーション支援、情報バリアフリー化の推進
- ◎障がいのある人のスポーツ大会等への参画と相互交流の推進

② 利用者主体(自己選択、自己決定)の支援と権利擁護

障がい者虐待の防止及び早期発見の体制を整えます。また、障がいによって自らの意思が十分に伝えられなかったり、自立への自己決定が制限されたり、軽視されないように障がいのある人の自己選択、自己決定を基本として、障がいのある人に関わる施策への自身の参画と意見の反映を推進します。

【主な取り組み】

- ◎施設、事業所等での障がいのある人の権利の擁護
- ◎地域アドボケーター^{*12}の周知と差別解消に関する相談支援
- ◎障害者差別解消法による障がいのある人への合理的配慮
- ◎訪問系・日中活動系サービスの充実
- ◎障がい者虐待の防止及び早期発見・支援のための関係機関等の協力体制の整備
- ◎成年後見制度利用支援事業の促進
- ◎日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の充実

③ すべての市民にやさしいまちづくりの支援

一人ひとりの人権を尊重した社会環境づくりとして、ユニバーサルデザイン^{*13}の理念の実現をめざし、地域住民が互いに支え合い、安心して暮らしやすい社会を構築します。

*12 地域アドボケーター：自身で相談することが難しい障がいのある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障がい者の権利を擁護し、障がい者差別解消相談員につなぐ役割を担う。

*13 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

【主な取り組み】

- ◎「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく全ての人が安全かつ快適な生活環境づくりの推進
- ◎地域移行支援や地域定着支援等の充実
- ◎移動支援の充実

④ 障がいのある子どもたちへの教育の推進

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。また、障がいのある子どもを受け入れるための保育施設、学校施設等の環境整備に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず共に学べるインクルーシブ教育の考えに基づく地域、学校での支援体制を整備します。

【主な取り組み】

- ◎早期療育の推進と療養機能の充実
- ◎インクルーシブ教育^{*14}システムの推進のための研究と体制の整備
- ◎保育士・教員等への障がい理解のための研修機会の充実
- ◎サポートファイル^{*15}の利用促進による一貫した支援の推進

*14 インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことにより共生社会を実現する教育のこと

*15 サポートファイル：保護者が子どもとの日々の関わりや病院、福祉施設、保育所、学校等で受けた支援内容などを記録・保管するファイル形式の記録ノート。これを関係機関へ提示することで、正確な情報の伝達が行われ、乳幼児期、学齢期、青年・成人期のライフステージを通して、一貫した支援が受けられるようにするためのもの。

(5) 同和問題（部落差別）

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図るために、これまで各種の特別対策を展開してきました。この結果、環境整備等については着実に改善されてきたことから、2001（平成13）年度末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、その後の施策については、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ、一般施策で対応することになりました。しかしながら、同和問題に関する差別意識は依然として解消されていないのが現状です。

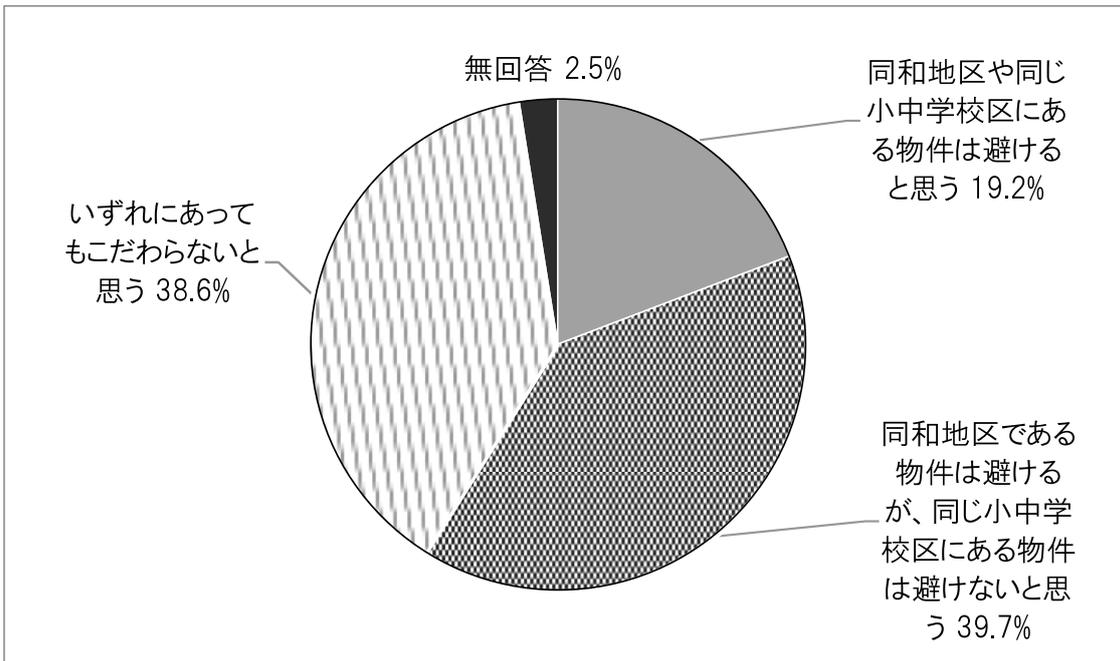
人権擁護に関する市民意識調査では、「もし住宅を選ぶときに、その物件が同和地区にある物件、同和地区がある小・中学校区にある物件ならばどうするか」の設問に対し、「同和地区や同じ小・中学校区にある物件は避けると思う」、「同和地区にある物件は避けるが、同じ小・中学校区にある物件は避けないと思う」が合わせて58.9%あり、未だに被差別部落（同和地区）に対して忌避意識を持っている市民が多いことがわかります。また「同和問題を解決するために必要なことは」の設問に対し「同和問題や差別のことを口に出さないでそっとしておく」が28.4%ありました。いわゆる「寝た子を起こすな」論の考えでは差別が解消されることはなく、部落差別を正しく知り伝えるという市民意識の浸透が求められます。

また、全国的にインターネットを利用して、同和問題に関する差別表現、偏見や差別を助長する情報が流される行為が増加傾向にあり（法務省：令和2年6月部落の実態に係る調査結果報告書）、モニタリングや発見した場合の適切な対応の強化が求められています。

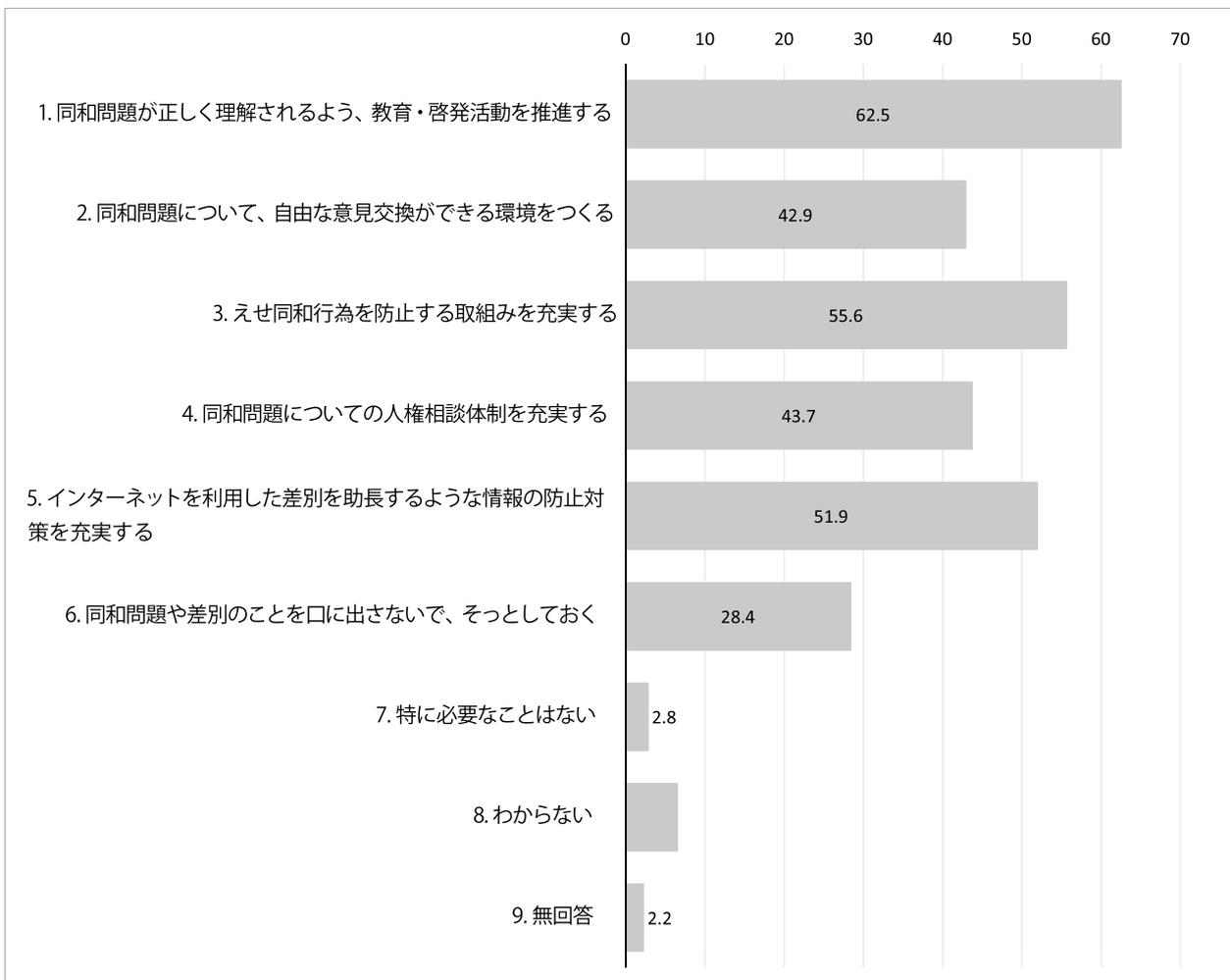
2016（平成28）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。今後も同和問題の解決に向けて、調査の実施や相談体制の充実に努めるとともに、人権教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情を踏まえ、家庭教育、学校教育及び社会教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図って人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切にする教育を推進していく必要があります。

人権啓発においては、市民一人ひとりが同和問題について偏見や差別意識を解消し、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続いて推進していく必要があります。

設問：もし住宅を選ぶときに、その物件が同和地区にある物件、同和地区がある小・中学校区にある物件ならばどうするか



■ 同和問題を解決するために必要と思うこと



① 教育・啓発の充実

同和問題は、歴史的に形成された基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。「部落差別解消推進法」の趣旨を広く市民に周知するとともに、同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、早期解決をめざして、人権尊重の意識の普及・高揚を図るため、あらゆる機会と多様な媒体を用いるなど人権教育や啓発事業等を充実させます。

【主な取り組み】

- ◎市民、事業者への啓発の充実
- ◎学校や地域における人権教育の充実
- ◎職員の人権意識の向上に向けた取り組みの充実
- ◎公正採用に向けた周知の促進
- ◎えせ同和行為^{*16}の排除

② 研修の充実

同和問題について、正しい理解と認識を深め、差別や偏見がない地域社会を実現するため、総合的・計画的で効果的な研修の実施に努めます。

【主な取り組み】

- ◎職員や事業者等への差別意識の解消と人権意識高揚に向けた研修の充実
- ◎職員や市民一人ひとりが考える参加型研修の充実

③ 調査の実施・相談体制の整備

部落差別解消のための調査の実施や相談体制の強化を行うとともに、差別につながる身元調査への対策として、住民票・戸籍等の請求時の本人通知制度^{*17}の普及に努めます。

【主な取り組み】

- ◎差別事象等に関する相談・調査体制の充実
- ◎本人通知制度の周知に向けた広報の充実

*16 えせ同和行為：同和、部落を名乗る個人や団体が、企業団体に対し同和問題への取り組みを口実に不当な要求をする行為

*17 本人通知制度：市町村が、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者等に交付した場合、本人に交付したことを通知する制度のこと。身元調査等を目的とした不正請求の早期発見や、不正取得の未然防止の効果が期待される。

④ 関係団体、関係機関との連携の促進

同和問題の解消に向けて取り組んでいる関係団体、関係機関との情報の交換・共有化を図るとともに、各種講演会、研修会等を実施します。

同和問題に係る人権問題（インターネット上の差別書き込みや差別文書など）の解消を図るため、関係団体、関係機関との連携・協働に努めます。

【主な取り組み】

- ◎同和問題解消のための情報の提供・交換の推進
- ◎講演会、研修などあらゆる機会の際の提供や参加の促進

(6) 外国人の人権

本市では2021（令和3）年12月現在1,590人の外国人の方が居住しており、人口の1.9%を占めています。国籍別にみると、ベトナムが29.8%、ブラジルが23.2%、以下、中国、韓国・朝鮮、フィリピンと続きます。このように、本市にはさまざまな国や地域から就業等を目的とした外国人住民やその家族、留学生が居住し、市民の暮らしの中には多様な国や民族の生活習慣・文化・言葉などが存在しています。本市では「近江八幡市多文化共生推進指針」に基づき、国籍や民族などの異なる人々が言葉や文化、生活習慣の違いを認め尊重し合いながら同じ地域の一員として心豊かに安心して暮らせる「多文化共生社会」のまちづくりを進めています。

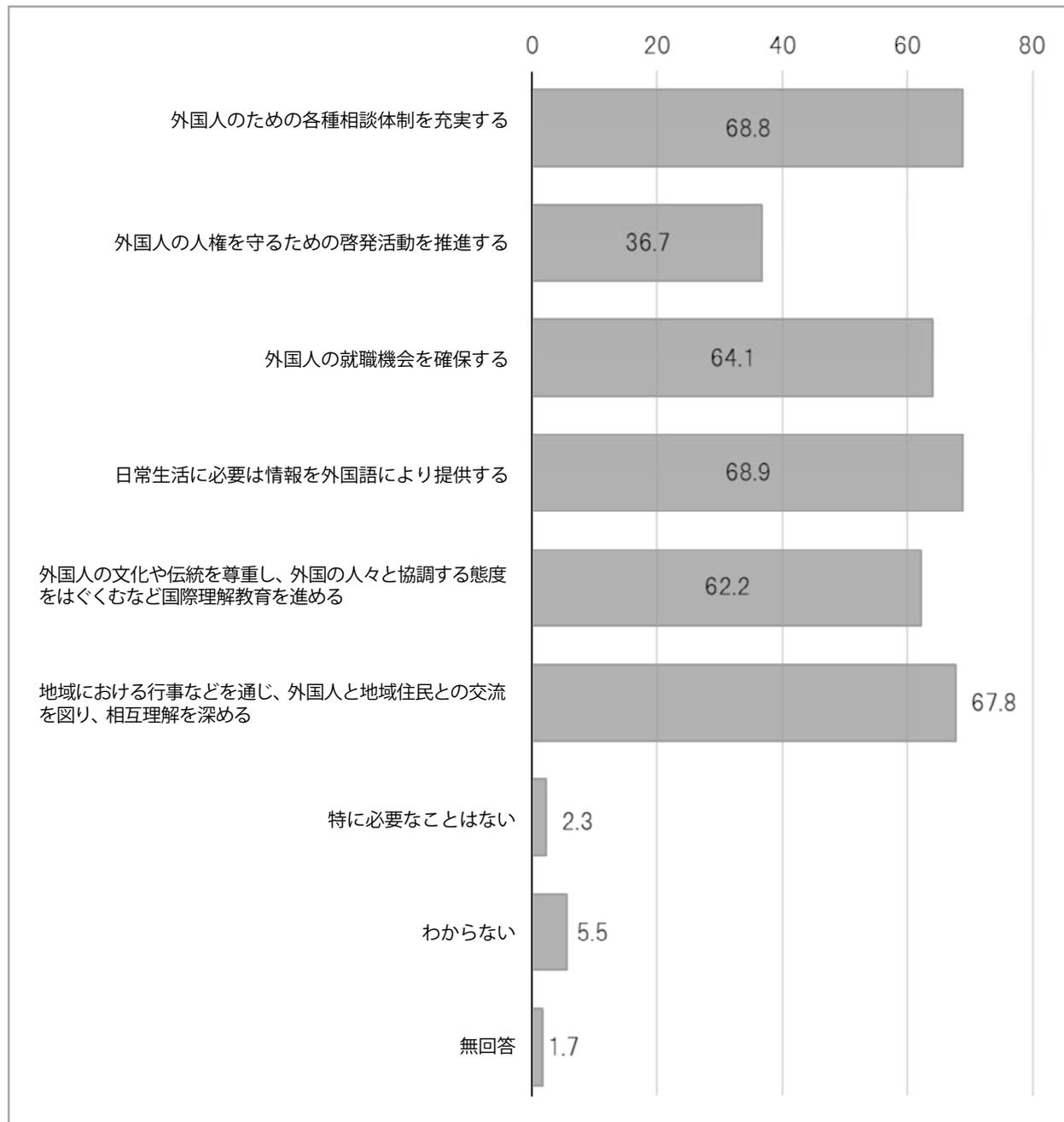
こうした中で、外国人住民に対する理解も深まってきていると考えられますが、近年の国内の状況を見ると、技能実習制度を悪用し、同制度を利用して来日した外国人実習生や留学生を実質的に低賃金労働者として扱ったり、賃金不払い等の労働関係法規違反などの行為により途中帰国したり、失踪する外国人が発生するなど、外国人住民の就労に際しての人権問題が起こっています。また、外国人であることを理由に入居・入店を拒否する等様々な問題が発生しています。また、特定の外国人を排斥しようとするいわゆる「ヘイトスピーチ」も問題となっており、国は2016（平成28）年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を制定したところです。

人権擁護に関する市民意識調査では、「日本に住んでいる外国人の人権を守るために必要なことは」の設問に対し、「日常生活に必要な情報を外国語により提供する」「外国人のための各種相談体制を充実する」「地域における行事などを通じ、外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める」が他に比べ高い割合となっています。

本市においても、外国人に対し適切な支援を行うとともに、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深め、本市に居住している外国人住民が市民として様々な権利を保障され、安心して暮らすための教育・啓発を行う必要があります。

■外国人の人権を守るために必要と思うこと

単位：%



① 行政サービスの充実

外国人住民が健康で安心して安全に生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるように施策の充実や環境整備に努めます。

【主な取り組み】

- ◎情報提供、相談体制の充実
- ◎言語や生活習慣等の違いに配慮した行政サービス情報の提供方法の改善

② 多文化共生教育の推進

すべての外国人住民の子どもの学習権を保障し、その保護者の学習参加を進め、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られる教育を推進します。

【主な取り組み】

- ◎就学の権利の保障と学習環境の整備
- ◎日本人と外国人が互いに認め合い尊重し合える多文化共生教育の推進
- ◎母語に配慮しながら、生活に必要な言語・文字や、学習に必要な言語・文字の習得の支援
- ◎教育研究所の外国語指導事業による人材や地域資源の活用

③ 社会参加の促進

外国人住民が主体的に社会参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として自己の能力を十分に発揮しながら、様々な活動に参加できるように施策を推進します。

【主な取り組み】

- ◎外国人住民の意見聴取の仕組みづくりの推進
- ◎市の審議会等の委員への参加の促進
- ◎外国人住民グループや支援グループ等が活動しやすい環境の整備

④ 多文化共生意識の形成

すべての市民が国籍・民族・文化の違いを認め合い、共に生きる社会をつくるため、意識啓発を進めるとともに、開かれた地域社会づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ◎異文化交流を促進し、市民に対する多文化共生の考え方についての広報・啓発の充実
- ◎市職員・教職員への人権意識や多文化共生意識の啓発に向けた研修の充実
- ◎事業者に対する適正な雇用の促進に向けての広報・啓発の充実

(7) 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権

人間の性別は、身体上の違いで男性、女性と単純に分けられるものではなく、またすべての男性と女性が異性間で恋愛感情をもつものでもありません。いわゆる「LGBTQ^{*18}」といわれる同性あるいは両方の性別に恋愛感情をもつ人や身体上の性と自認する心の性が一致しない人、さらには自認する性別が決まらない人、両方の性を自認する人等、人間の性のあり方は様々で、こうした性的マイノリティ（少数者）の方々の数は、民間団体による調査では国内人口の8～10%前後と推定されています。また近年では「SOGI^{*19}」という言葉も知られています。

2004（平成16）年7月に「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する法律」が制定され、一定の条件のもと、戸籍上の性別の変更が可能になり、2008（平成20）年6月には同法の改正により、性別変更できる特定の条件が緩和されました。また、パートナーシップ宣誓制度^{*20}を設ける自治体も増えつつあるなど、性の多様性に対する社会的認識は、少しずつ広がっています。しかし、性的指向や性自認に対する人々の認識や正しい理解はまだ十分とはいえず、学校、職場、日常生活の様々な場面で差別的な扱いや不利益を受けること、本人の了承なく自身の性的指向や性自認をほかの人に暴露されるアウティングと呼ばれる人権侵害事象も問題となっています。

人権擁護に関する市民意識調査では、「性的マイノリティの人権を守るために必要なことは」の設問に対し、「性的マイノリティへの理解や認識を深める取り組みを推進する」、「性的マイノリティが不利益を被らないような様々な制度を見直す」、「性的マイノリティに配慮した法整備をする」が他に比べ高い割合となっています。

市民が性の多様性への認識を深め、正しく理解するための教育や啓発を推進することが必要です。また、性的マイノリティの人たちの生きづらさを抱えた状況等の解消に向けた相談体制や支援体制の充実が必要です。

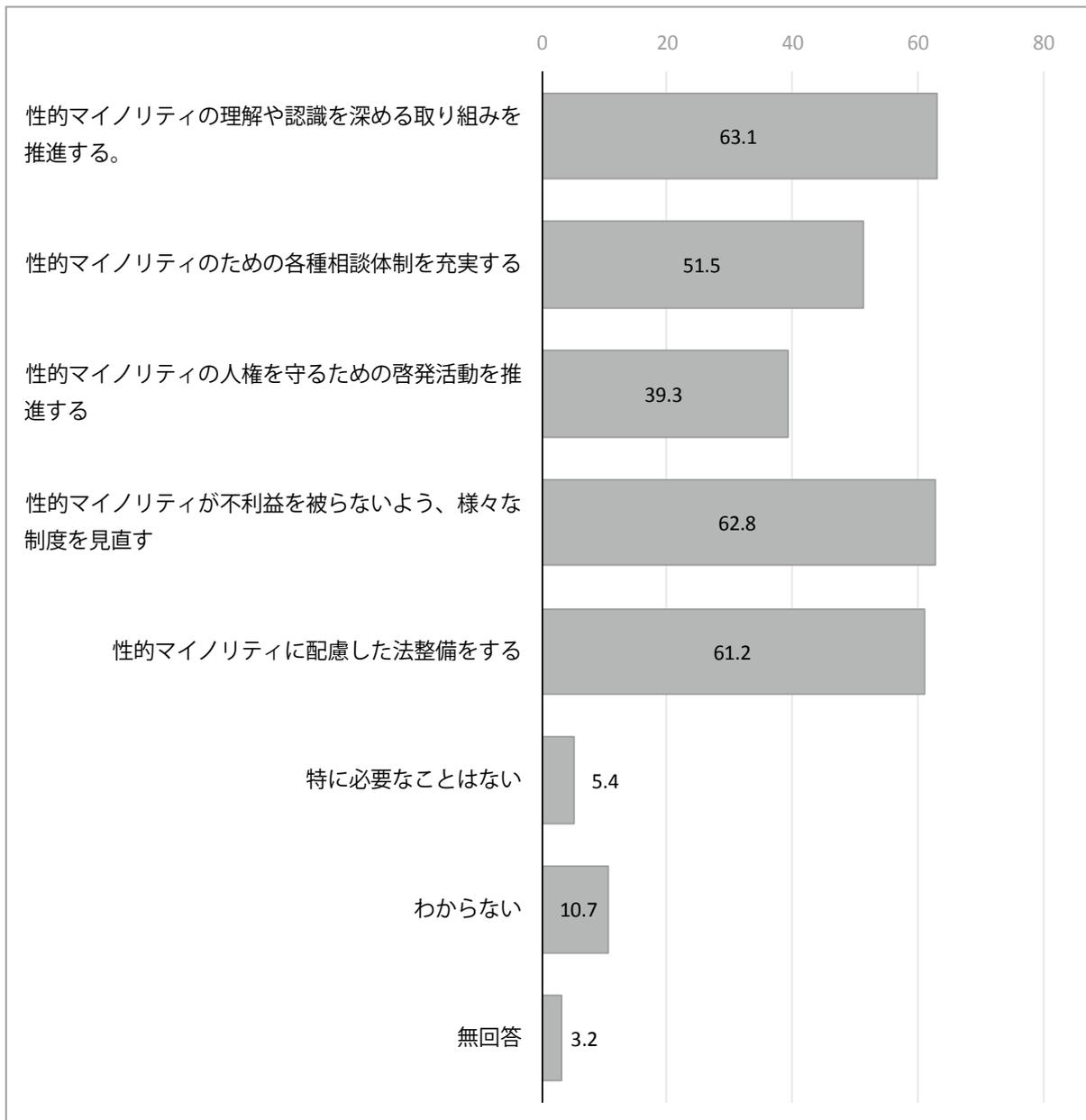
*18 LGBTQ：L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシャル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（身体上の性と自認する性との不一致）、Q＝クエッションズ（自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人）の頭文字をとった性的少数者を限定的にさす言葉

*19 SOGI：Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向及び性自認）。LGBTQが「誰」がLGBTQかを指すののに対し、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」「自分をどんな性だと認識しているのか」という「状態」を指すので、全ての人が含まれる。

*20 パートナーシップ宣誓制度：一方または双方が性的マイノリティーである二人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことを宣誓する制度。

■性的マイノリティの人権を守るために必要と思うこと

単位：%



① 教育・啓発活動の充実

性的マイノリティのおかれている現状を認識し、性の多様性に対する理解を深め、お互いの性のあり方を尊重し認められるよう、小中学校での多様な性についての教育を推進するとともに、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすため、市民に対し、性の多様性について正しく理解を深めるため、講演会や啓発資料の配布など、様々な場面や方法での啓発活動を推進します。

【主な取り組み】

- ◎教員、市職員に対する性の多様性への理解を深めるための研修機会の充実
- ◎児童、生徒への教育・学習機会の充実
- ◎性別に違和感をもつ児童・生徒への配慮
- ◎人権尊重のまちづくり市民講座等、講演会での啓発
- ◎人権尊重のまちづくり懇談会等、市民が集う場での啓発資料の提供

② 相談体制の充実

市・県内にある相談窓口に関する情報を広く周知するなど、性的マイノリティが相談しやすい環境をつくれます。

【主な取り組み】

- ◎様々な媒体を活用した相談窓口の周知
- ◎関係機関・支援団体等との連携強化

(8) インターネットにおける人権

近年、パソコン、スマートフォン、タブレット等の普及により、ツイッター、ブログ、ライン、フェイスブック、ユーチューブなどインターネットを利用した様々なソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）^{*21}を、あらゆる年齢層の多くの人々が利用しています。

いずれも匿名性をもって情報発信が技術的・心理的に容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の流布、ネット上でのいじめ、犯罪者やその家族の実名など個人情報の暴露、児童ポルノ・リベンジポルノなどの人権に関わる問題が発生しています。

国においては、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ^{*22}責任制限法）」、2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律」、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行しました。また、円滑な被害者救済を図るため、2021（令和3）年4月には「改正プロバイダ責任制限法」が公布され、発信者情報開示の裁判手続きが簡略化されました。本市においては、「近江八幡市個人情報保護条例」により、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを強化しています。

人権擁護に関する市民意識調査でのインターネット上での人権問題についての設問では、6つの項目のうち5項目で「問題である」「どちらかといえば問題である」が合わせて90%以上となっています。

一度インターネット上に拡散した情報を完全に削除することは、ほぼ不可能です。各個人も自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。また、SNS上の情報発信は、だれもが容易にできることから、安易に誤った情報や人権侵害につながる表現を発信し、それを見た人が無意識にその情報等を拡散してしまうなど、人権侵害の認識がないままに人権問題を起こす事例も発生しています。情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル^{*23}・情報リテラシー^{*24}について正しい理解が得られるための教育・啓発を推進する必要があります。

*21 ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。Facebook、LINE、Twitterなどが知られている。

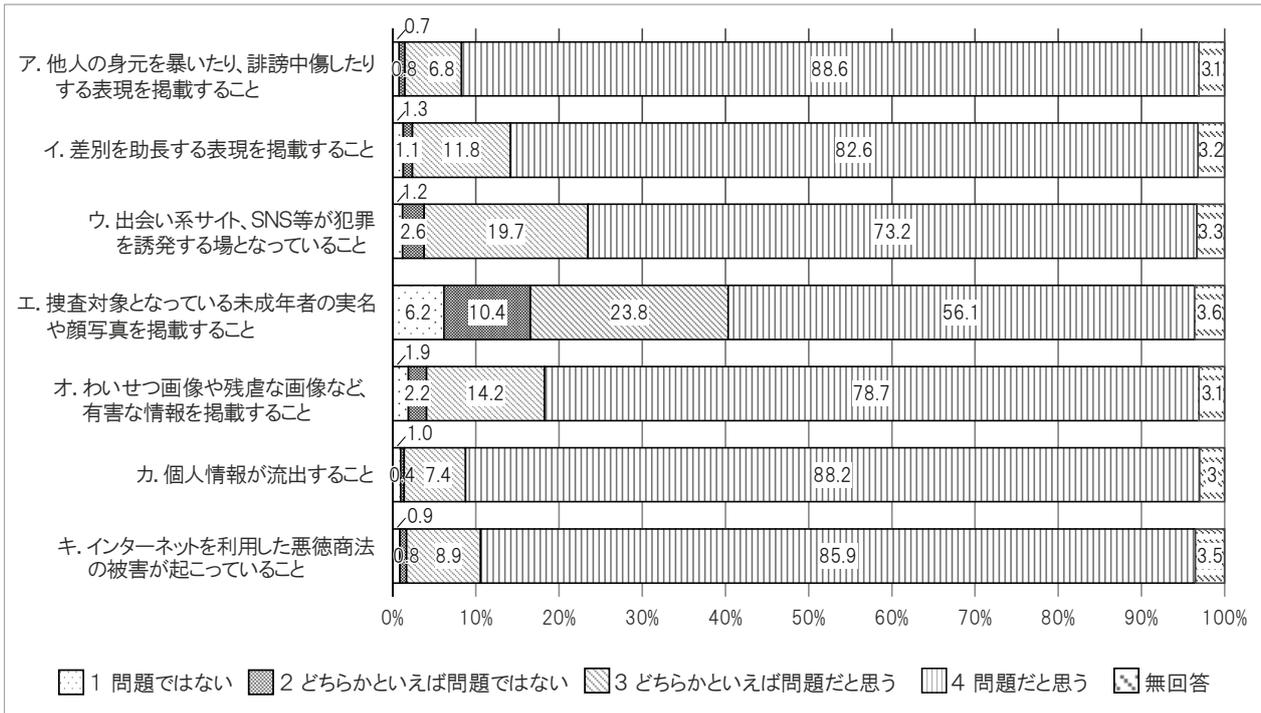
*22 プロバイダ：インターネットに接続するサービスを提供、代行する業者

*23 情報モラル：情報発信倫理。

*24 情報リテラシー：情報を使いこなす能力のこと。

さらに、ネット上での人権侵害が発生した場合の相談窓口の周知や、情報発信者の特定、プロバイダへの削除依頼等の対応体制の充実が必要です。

■インターネット上での人権について



① 情報の受発信における教育・啓発の推進

情報の受発信に関する正しい理解に向け、市民の情報モラルや情報リテラシーを向上するための教育・啓発を推進するとともに、情報化の進展に伴って不正や差別が起こらない地域ネットワークを形成します。

また、子どもがネット上でのいじめ等の人権侵害や、SNSを利用した犯罪等に巻き込まれないよう、児童・生徒等へのインターネットを安全かつ適切に利用するための教育を推進します。

【主な取り組み】

- ◎情報モラル・情報リテラシーの必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- ◎不正な情報入手や差別情報防止のためのネットワークの形成
- ◎小・中学校での教育・啓発活動の推進

② インターネットにおける人権侵害への対応

インターネット上での人権侵害等の被害にあった場合の相談体制や、差別を助長する表現等が発見された場合の情報の削除依頼をはじめとする対応について、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ◎相談窓口に関する情報の周知
- ◎人権侵害事象に迅速、適切に対応するための関係機関との連携の強化

(9) 患者（感染者）の人権

誰もが、良質で適切かつ安全な医療を、平等・公正に受けることは患者の権利であり、患者の権利保障の視点に立った医療のあり方を検討する必要があります。また、病気であることを理由にした人権侵害もあってはならないことです。患者に対する差別は、感染症の患者に対して顕著に現れます。新型コロナウイルス感染症の拡大では、未知のウイルスへの恐怖から患者やその家族、さらには治療や看護にあたる医療従事者等への誹謗中傷や差別的な扱いが大きな問題となりました。

主な感染症患者に関する人権問題では、HIV感染者、ハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染者等に対する差別が問題となっています。

HIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染することはほとんどありません。また治療法の進歩により、万一感染しても早期発見、早期治療により発症を抑えることができ、他にうつすリスクも低減できますが、治療法がなく死に至る病であるという発生当初の印象から、患者を遠ざけようとする差別的な行為が今も残っています。ハンセン病もまた、感染力が弱く、感染しても発症することはまれで、特效薬があり、後遺症も残らず治療が可能ですが、昔から忌み嫌われていた病気であることや、患者を隔離する政策を続けたこともあり、怖い病気であるというイメージが助長され、1996（平成8）年に患者の隔離等を定めた「らい予防法」は廃止されたものの、未だにこの病気の回復者やその家族に対する差別や偏見が存在します。国はこうした現状に対し差別や偏見を解消するべく、2009（平成21）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行しました。

感染症をはじめ患者に対する差別や偏見を払拭するために、その病気に対する正しい知識の普及啓発が必要です。

① 患者の権利保障の視点に立った医療環境づくりの推進

患者の人権を尊重し、患者本位の医療を進めるという医療制度改革の目的を踏まえた医療環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ◎インフォームド・コンセント^{*25}、患者の自己決定権の保障等の患者への人権の配慮
- ◎医療情報の適切な管理と患者本人への情報の開示及び相談体制の整備

② 感染症の患者等への差別・偏見の解消

感染症の患者等に対する正しい知識の普及のために教育啓発活動を行い、差別・偏見の解消に努めます。

【主な取り組み】

- ◎インターネットによる広報
- ◎小・中学校での教育・啓発活動の推進

③ 感染症の患者等への人権擁護の推進

感染症による患者の隔離などの措置を行う場合は、患者のプライバシー保護と人権擁護の視点を十分考慮して実施します。

【主な取り組み】

- ◎入院延長勧告などの措置に関わる人権擁護
- ◎プライバシーの保護

*25 インフォームド・コンセント：医療行為（投薬・手術・検査など）や治験などの対象者（患者や被験者）が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け十分理解した上で（informed）、対象者が自らの自由意思に基づいて医療従事者と方針において合意する（consent）こと。

(10) 様々な人権課題

これまで取り上げた人権問題以外についても、様々な視点から課題の解決に向けて取り組む必要があります。

そのひとつとして、アイヌの人々は北海道などに先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉である文化や伝統は、歴史過程での同化政策により十分に保存、伝承が図られているとはいえません。また、生活環境や経済状況等も北海道ウタリ^{*26}福祉対策等により着実に向上してきてはいるものの、依然として格差が認められるほか、結婚や就職等において偏見や差別が存在します。

近年では、ホームレスに対する人権侵害の問題、北朝鮮当局による拉致問題、性的搾取や強制労働、臓器売買などを目的とした人身取引（トラフィッキング）の問題など、様々な人権に関する問題が存在しています。今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

また、刑を終えて出所した人に対する根強い偏見や差別意識が社会復帰をめざす人にとって極めて厳しい状況を生み出し、社会の一員として円滑に生活を営むことを困難にしています。犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりをみせており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

このように、様々な人権に関わる問題に対して、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消し、人権尊重思想の普及及び高揚を図るための教育・啓発を推進する必要があります。

① 固有の歴史・文化を持つ人々の人権

アイヌの人々に対しては、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、2019（令和元）年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌの人々などへの偏見と差別をなくし、様々な固有の歴史・文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるための取り組みを行います。

*26 ウタリ：アイヌ語で「同胞」を意味する。

② 犯罪被害者の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものや後遺症により身体的、精神的にダメージを受けているところに、第三者による興味本位のうわさや中傷、マスコミの取材攻勢等により平穏な生活が脅かされるなどの問題が発生しています。その対策として2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、この法に基づき2021（令和3）年3月「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。本市では、犯罪被害者やその家族への人権課題についての理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、県、関係機関や関係団体と連携を図りながら、犯罪被害者の立場に立った施策を検討し、支援に取り組みます。

③ 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、真摯な更生の意欲がある場合でも、周囲の偏見や差別意識などにより、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会生活の様々な場面において、社会参加や社会復帰することが、極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人の更生について市民の理解、協力を促進し、本人及びその家族への偏見や差別をなくすための啓発活動に努めます。

④ 災害被災者の人権

台風や地震などにより災害にあった人たちが、いやがらせやいじめにあうことなく、安心して生活できるよう対応を図ります。また「近江八幡市地域防災計画」に基づき、避難に際して、高齢者、障がい者、外国人住民等に対し、福祉施設、自主防災組織、地域住民、企業等との協力・連携により支援していく体制の整備を進めるとともに、男女共同参画や人権尊重の視点に立った避難所の運営に努めます。

⑤ 人身取引被害者の人権

2000（平成12）年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」が国連総会で採択されました。国は、関連法の整備を進めている中で、2014（平成26）年には「人身取引対策行動計画2014」を策定し、人身取引被害者を保護の対象として明確に位置付け、被害者の保護・援助には関係団体や警察、地方自治体など関係機関との連携が不可欠であるとしています。本市では、国の法整備等の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や啓発等に努めます。

⑥ 拉致被害者の人権

2003（平成15）年に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が施行され、拉致の問題について国と自治体との連携が図られることとなりました。

また、2006（平成18）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、地方公共団体が国と連携し人権侵害に関する啓発を図るよう努めることになりました。

今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援を中心に進めていきます。

■分野別施策の展開

(1) 女性の人権

- ①男女共同参画推進ための人権意識の教育・啓発
- ②男女共同参画社会の実現に向けてのあらゆる場面での女性参画の拡大と連携の促進
- ③暴力とハラスメント根絶のための取り組み
- ④ワークライフバランス実現に向けた男女共同参画の推進

(2) 子どもの人権

- ①子どもの権利に関する意識の向上
- ②子どもの権利保障の推進
- ③子どもの意見表明・社会参加の促進
- ④子どもに対する権利侵害の防止、救済と回復

(3) 高齢者の人権

- ①地域住民の支え合いを基本とする地域社会の整備
- ②利用者本位の福祉サービスの提供と権利擁護の推進

(4) 障がいのある人の人権

- ①地域における自立・社会参加への支援
- ②利用者主体（自己選択、自己決定）の支援と権利擁護
- ③すべての市民にやさしいまちづくりの支援
- ④障がいがある子どもたちへの教育の推進

(5) 同和問題（部落差別）

- ①教育・啓発の充実
- ②研修の充実
- ③調査の実施・相談体制の整備
- ④関係団体、関係機関との連携の促進

(6) 外国人の人権

- ①行政サービスの充実
- ②多文化共生教育の推進
- ③社会参加の促進
- ④多文化共生意識の形成

(7) 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権

- ①教育・啓発活動の充実
- ②相談体制の充実

(8) インターネットにおける人権

- ①情報の受発信における教育・啓発の推進
- ②インターネットにおける人権侵害への対応

(9) 患者（感染者）の人権

- ①患者の権利保障の視点に立った医療環境づくりの推進
- ②感染症の患者等への差別・偏見の解消
- ③感染症の患者等への人権擁護の推進

(10) 様々な人権課題

- ①固有の歴史・文化を持つ人々の人権
- ②犯罪被害者の人権
- ③刑を終えて出所した人々の人権
- ④災害被災者の人権
- ⑤人身取引被害者の人権
- ⑥拉致被害者の人権

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、市行政組織内の市長部局及び市教育委員会をはじめ関係所管課の綿密な連携により、全庁的な体制で推進します。その具体的な推進にあたっては、近江八幡市人権擁護推進本部を設置するとともに、庁内推進体制の整備・充実を図ります。

2 各機関との連携・協力

人権施策の推進にあたっては、行政や教育機関、市民団体、企業等の果たす役割が極めて大きいと言えます。これらが、それぞれの分野及び立場において自主的に取り組むとともに、互いに有機的な連携を保ちながら推進することが重要であることから、その推進に努めます。

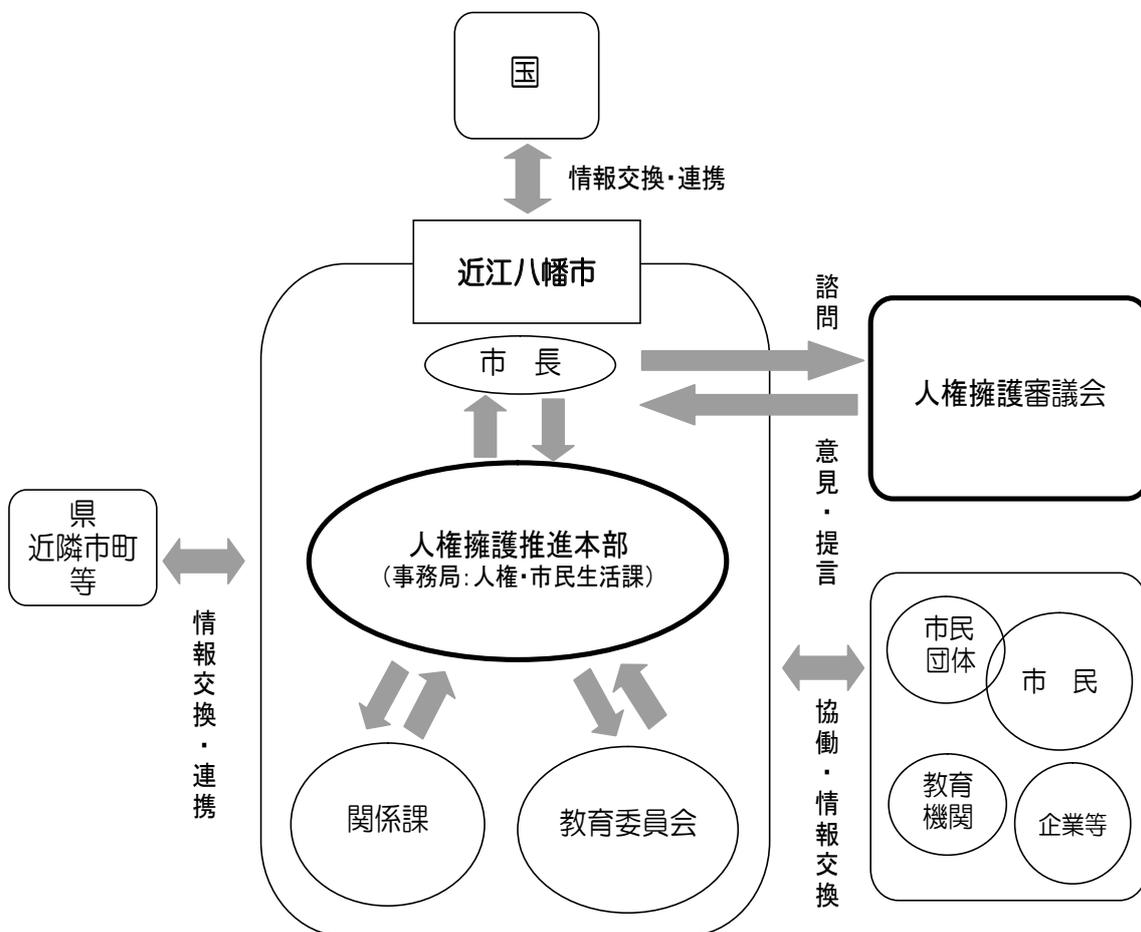
3 計画のフォローアップ^{*27}及び見直し

本計画で掲げた施策については、その進捗状況を確認、検証するとともに、その結果を以後の教育・啓発に反映させるなど、計画のフォローアップに努めます。また、専門的見地からの意見や市民の意識を人権擁護施策に反映させるため、近江八幡市人権擁護審議会の機能の充実を図ります。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、見直しを行います。

*27 フォローアップ：計画を効果的に実施し、次の段階に生かすための手当てまたは、その取り組み。

■推進体制（イメージ図）



資料

1 世界人権宣言（仮訳文）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等

な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この

選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育

は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七條

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八條

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九條

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第百四十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

3 近江八幡市人権擁護に関する条例

近江八幡市は、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重するとした日本国憲法の理念と近江八幡市人権擁護都市宣言の主旨のもと、「差別をしない、させない、許さない」世論の形成及び人権尊重に努め、あらゆる人権侵害をなくし、市民の幸福を追求するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる人権侵害をなくし、人権意識の高揚を図り、明るく住みよい「人権擁護都市」の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに市民の人権擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、基本的人権を尊重するとともに、あらゆる人権侵害を許さない意識の喚起に努めるものとする。

2 市民は、あらゆる人権侵害をなくするための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、あらゆる人権侵害をなくするため、社会福祉の充実、職業の安定、教育及び文化の向上、人権擁護等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の推進)

第5条 市及び市民は、あらゆる差別をなくするため、啓発活動を効果的に推進するとともに、人権侵害をなくする世論の醸成に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、人権侵害を根絶するため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる人権侵害をなくする施策を効果的に推進するため、必要に応じ体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 市は、あらゆる人権侵害をなくするための重要事項を調査及び審議する機関として、近江八幡市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の運営に関する事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) (抜粋)

(平成二十五年六月二十六日法律第六十五号)

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ② 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- ③ 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- ④ 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- ⑤ 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- ⑥ 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す

る地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

- ⑦ 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ② 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ③ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ④ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

5 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

（平成二十八年六月三日法律第六十八号）

（前 文）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するととも

に、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

6 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

（平成二十八年十二月十六日法律第百九号）

（目 的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 近江八幡市人権擁護審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、近江八幡市人権擁護に関する条例(平成24年近江八幡市条例第1号)第8条の規定に基づき、近江八幡市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、あらゆる人権侵害のない人権が尊重された社会の実現を目指すため、人権施策に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項の規定する事項について、市長に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第8条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権施策担当課において処理する

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

近江八幡市人権擁護審議会 委員名簿

(任期：令和3年6月1日～令和4年5月31日)

順不同・敬称略

分野	所 属		氏 名
民間団体 代 表	学識経験者	関西大学社会学部 教授	内田 龍史
	障がい者関係団体代表	身体障害者厚生会	新田 正紘
	外国人関係団体代表	(公財) 近江八幡市国際協会	岩元 雪子
	高齢者関係団体代表	市老人クラブ連合会	杉田 きく代
	女性関係団体代表	市地域女性団体連合会	中江 しげ子
	人権関係団体代表	市人権尊重のまちづくり推進協議会	安田 晴彦
市長の認める者		市連合自治会	稲葉 信二

近江八幡市人権擁護都市宣言

わたくしたちは、近江八幡市民として、
一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重する。
人権を互いに侵さず、侵されず、
すべての市民が平等に生きる権利を保障する。
わたくしたちは、不断の努力によつて相互の人権を擁護するため
ここに近江八幡市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

人権擁護に関する施策の基本計画

2022年（令和4年）4月

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236

TEL : 0748-36-5881 FAX : 0748-36-5553
